

都は、財政構造改革に努めており、歳出の削減など一定の成果を上げてきた。しかし、都財政には、歳入の不安定要因や歳出の増加要因が山積しており、今後の財政運営は決して楽観できる状況にはない。

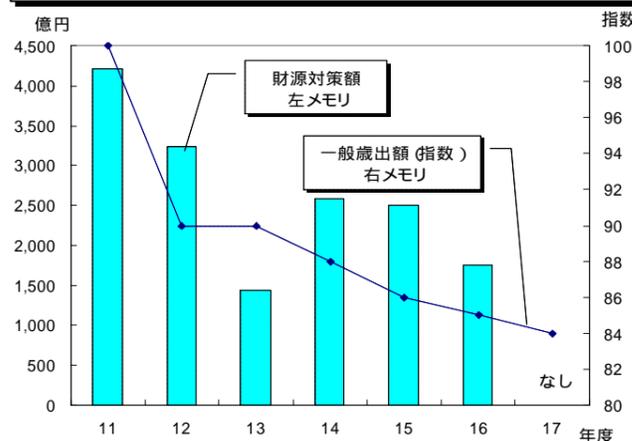
第二次財政再建推進プランの最終年度を目前に控え、プランの確実な達成に向けて、都財政が直面する課題を正しく認識するために本書を作成。また、併せて、都区財政調整制度改革に対する財務局の見解を明らかにする。

1 都財政の現状と課題

1.1 財政再建の取組状況

これまでの財政再建の取組により、財源不足を解消するなどの成果を挙げている。一方で、依然として、巨額の「隠れ借金」や財政赤字などを抱えている。

一般歳出額(指数)と臨時的な財源対策額の推移

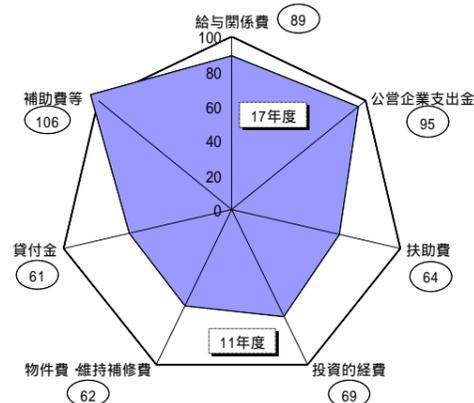


歳出削減を進めてきた結果、一般歳出の水準は、大幅に減となっている。

また、平成17年度予算は、臨時的な財源対策を行うことなく編成することができた。

一般歳出全体の規模が減少する中、補助費等は逆に増加している。また、依然として、約9,000億円の「隠れ借金」が残っている。

歳出削減の状況(一般会計・性質別)



「隠れ借金」の内訳

減債基金積立不足額	5,199 億円
他会計からの借入金	1,600 億円
公営企業会計支出金の支払繰延	400 億円
市街地再開発事業欠損金	約800 億円
多摩ニュータウン事業欠損金	約1,000 億円
合計	約9,000 億円

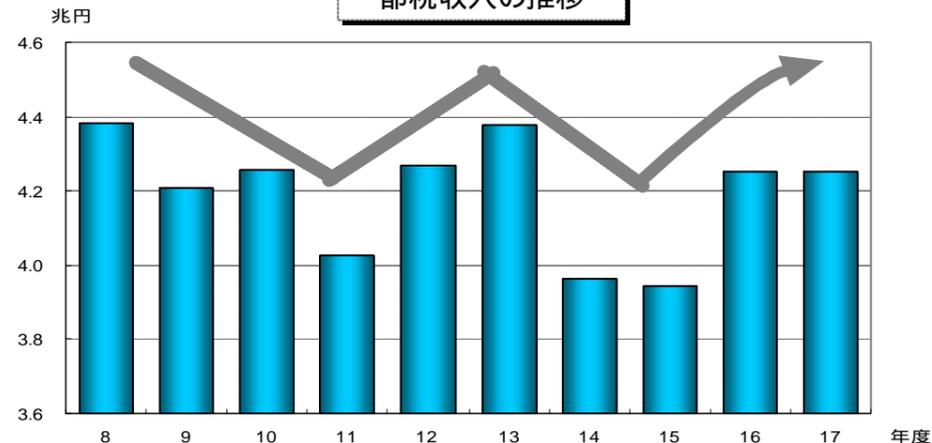
1.2 都財政が直面する課題

歳入面での課題

平成16年度において、都税収入は大きな伸びを示したものの、今後の動向は決して楽観できない。

法人二税が多くを占める都税収入は、企業収益の影響を受けやすく、極めて不安定な形で増減を繰り返してきた。

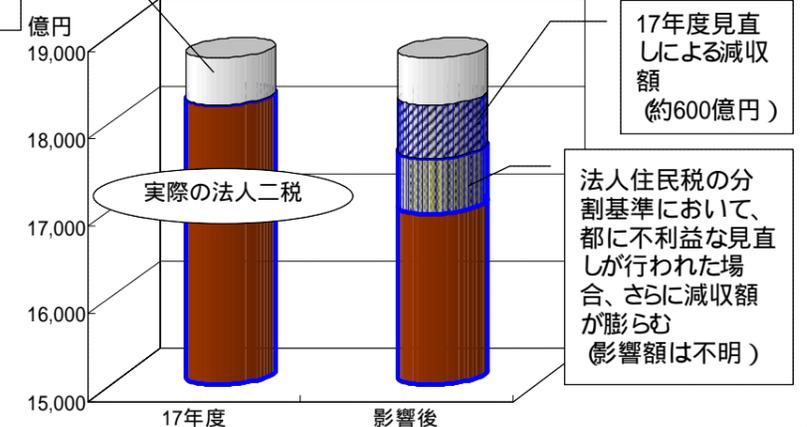
都税収入の推移



分割基準の見直しが法人二税に与える影響額

法人事業税の分割基準の見直しにより18年度以降、新たに約600億円の減収となる。

さらに、法人住民税の分割基準までも見直そうとする動きがあるが、これは東京から財源を奪うことだけを目的としたものであり容認できない。

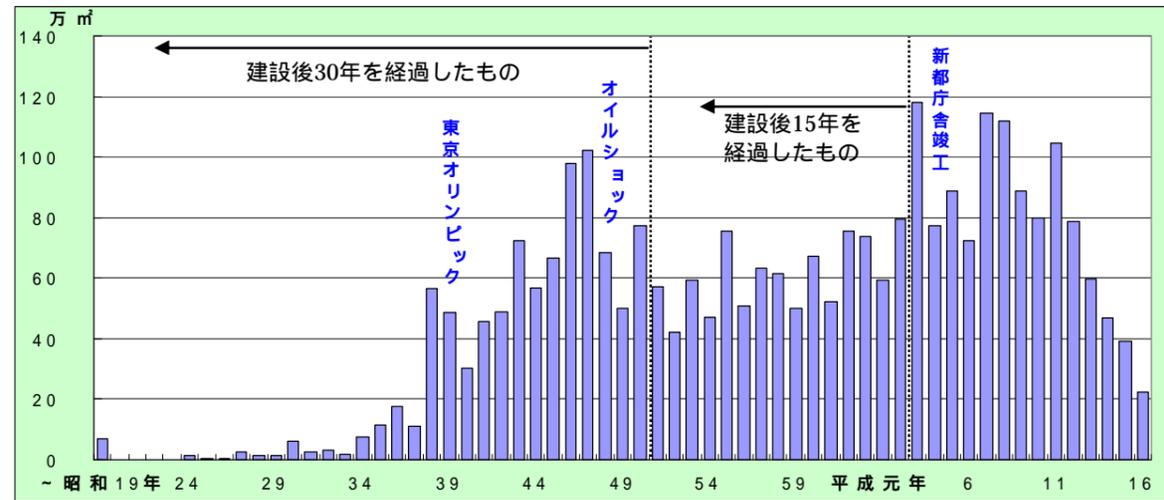


1.2 都財政が直面する課題

歳出面での課題

バブル期に計画・建設した大規模施設が一斉に設備更新時期を迎え、その更新費用が新たな財政圧迫要素となることが懸念される。

都府施設の建設年次別延床面積推移



主な大規模施設

施設名	建設年	17年度	
		維持管理費	利用料金等収入
都庁舎	平成 3年	40億円	-
江戸東京博物館本館	平成 4年	18億円	4億円
東京都現代美術館	平成 6年	10億円	1億円

都庁舎については、当面緊急的に必要な改修費だけを試算しても、120億円程度に上る。

改修項目	試算額
ビル・オートメーションシステム	約80億円
外壁シール、屋上防水	約10億円
その他	約30億円
計	約120億円

1.3 今後の取組

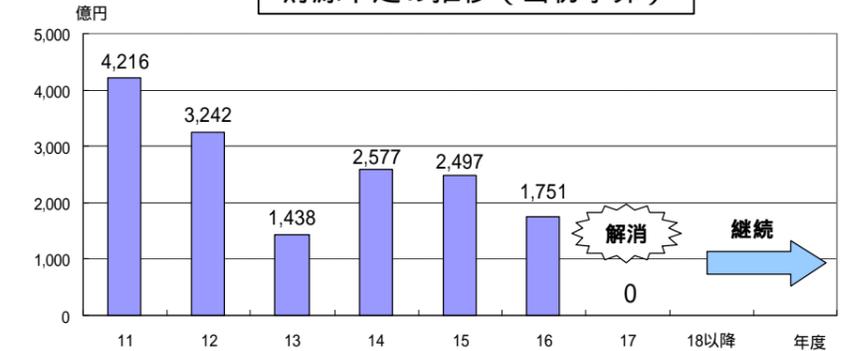
平成18年度に最終年度を迎える第二次財政再建推進プランの目標を確実に達成するため、全庁を挙げて取り組む必要がある。

第二次財政再建推進プランの目標

- 第1 平成18年度までに巨額の財源不足を解消すること
- 第2 平成18年度までに経常収支比率を90%以下の水準に引き下げること

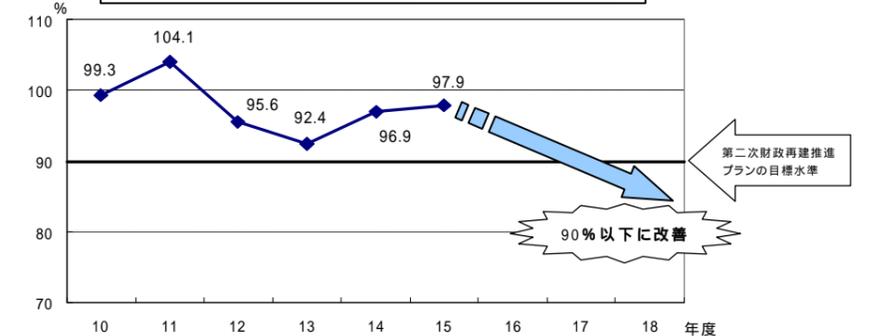
財源不足の解消
18年度予算も17年度に引き続き、臨時的な財源対策なしで、予算編成を行う

財源不足の推移（当初予算）



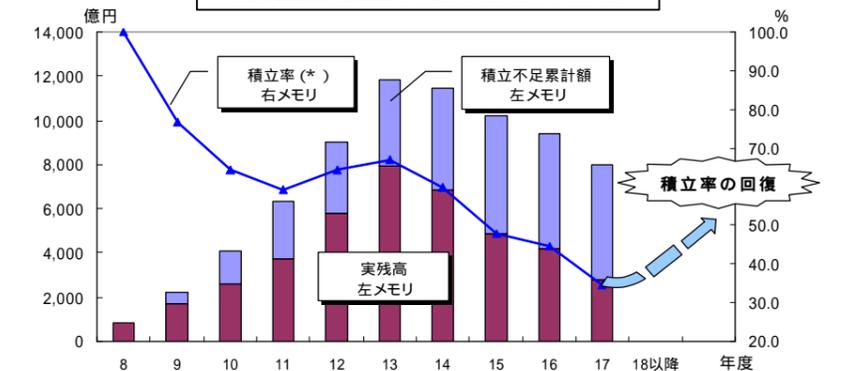
経常収支比率の改善
早急に、プランの目標である90%以下の水準に引き下げる。

経常収支比率の推移（普通会計決算）



財政赤字の解消
「隠れ借金」の圧縮赤字を解消するとともに、減債基金の積立不足などの「隠れ借金」を着実に圧縮する。

減債基金積立不足累計額の推移



2 都区財政調整制度の課題

2.1 都が担うべき大都市事務

都区制度とは

特別区の存する区域には、既存の大都市制度では対応できないほどの、人口や産業の集積があることから、日本で唯一の「都区制度」を制定

特別区の区域を一体的な地域ととらえ、「市の事務」を都と各区が役割を分担して実施する

特別区の区域における「市の事務」の実施主体

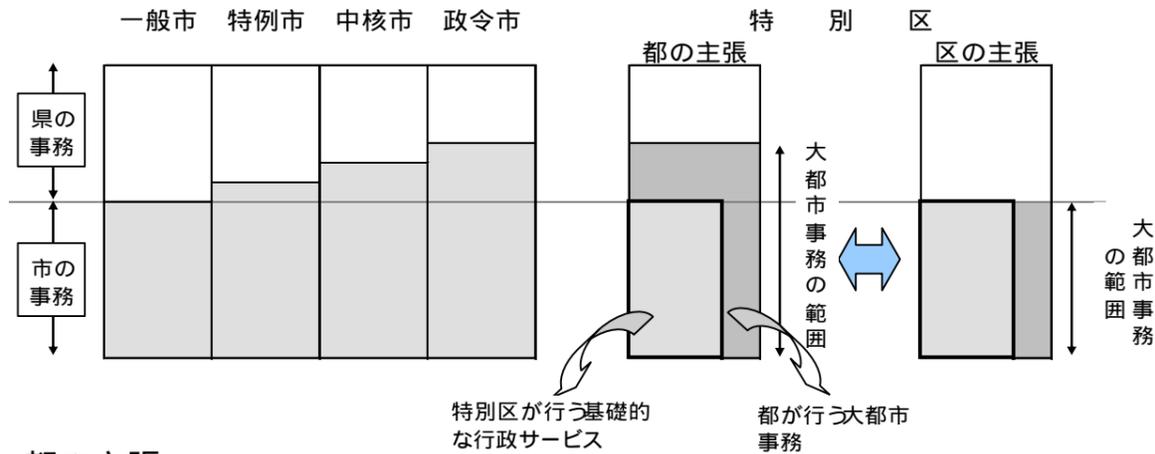
住民に身近な行政サービス

一体的に行う必要のある行政サービス
(都が行う大都市事務)

各区が実施

都が実施

都が行う大都市事務の範囲について、都と特別区とで主張に相違



都の主張

特別区の区域の規模・実態からみて、都が行う大都市事務は少なくとも政令市が行っている事務の水準と同等かそれ以上である。

区の主張

都が調整三税等を使って行う事務は、一般の市町村の事務の範囲内であるべき。

都が行う大都市事務に係る一般財源(平成15年度決算)

(単位: 億円)

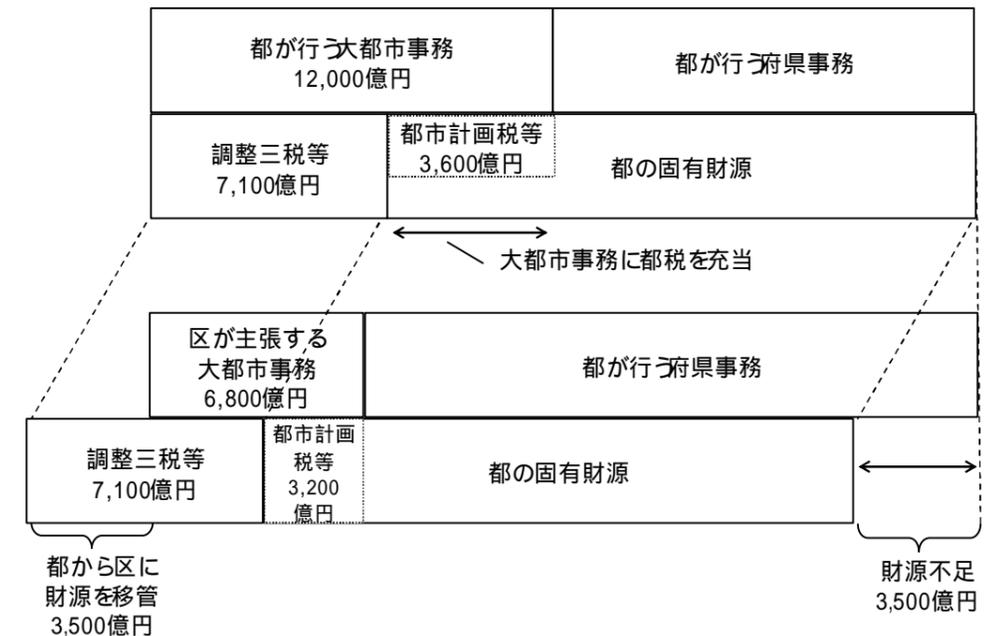
区分	事務の例	都の主張	区の主張
法令上「市」が実施する事務	消防、水道、下水道 など	4,200	4,200
法令上「政令市」が実施する事務	児童相談所、生活保護費都負担 など	1,000	0
都道府県も市も実施できる事務 (大都市特有の行政課題に対応する事務や特別区の区域の行政水準を確保する事務など)	地下鉄、東京港、首都高速道路、大気汚染対策、文化スポーツ施設、障害者施設、病院、公園、住宅、大学、高校 など	3,300	900
公債費その他	公債費、退職手当 など	3,500	1,700
合計		12,000	6,800

区の主張

区は都が行うべき大都市事務を狭く捉えており、差額については、府県事務で行うべきと主張。また、調整三税等の差額は、区へ移管すべきと主張。

平成15年度
決算

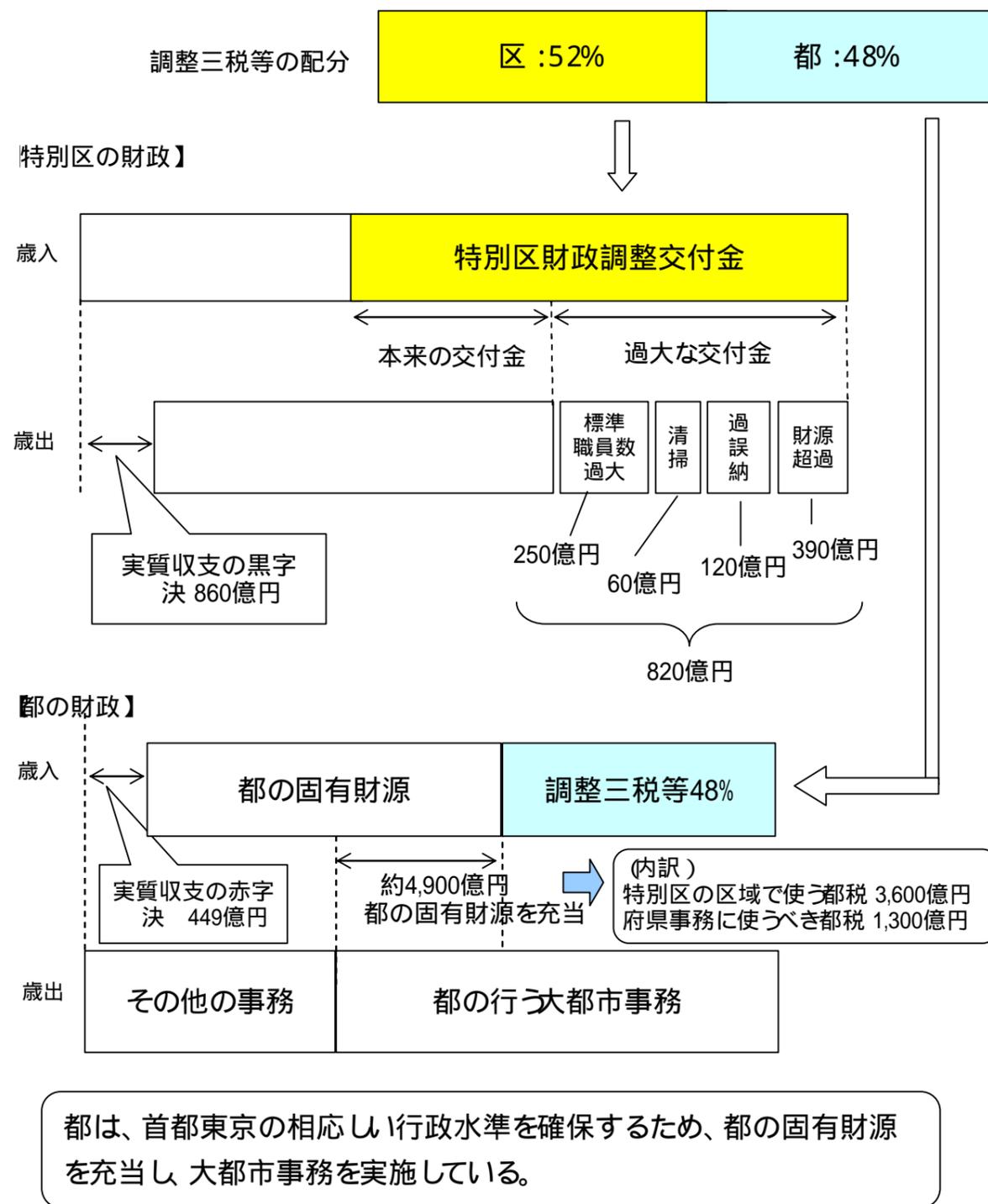
特別区の
主張



区の主張のように、調整三税等の使い道を制限すれば、都が実施している現行の行政水準を維持することができなくなり、住民サービスの低下につながる。

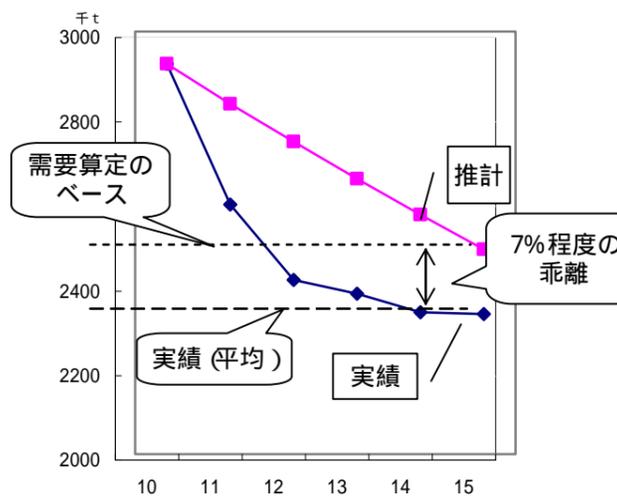
2.2 調整三税等の都区間配分

都が行う大都市事務の財源は、現行の配分割合では不足している一方で、特別区に対しては、過大な交付を行っている。



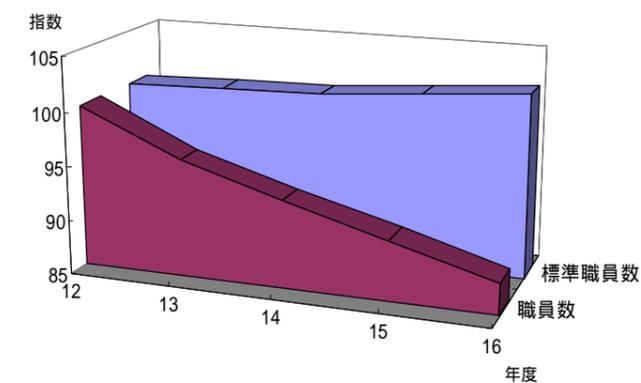
清掃経費の過大算定

ごみ量などの減に伴い、清掃経費が過大算定になっている。



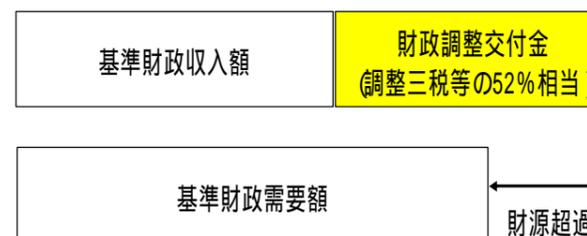
職員数の過大算定

職員定数が減少しているものの、財調交付金の算定基礎となる標準職員数の見直しが進んでおらず、人件費が過大に算定されている。



財調交付金の財源超過

交付金の算定において、大幅な財源超過が発生している。

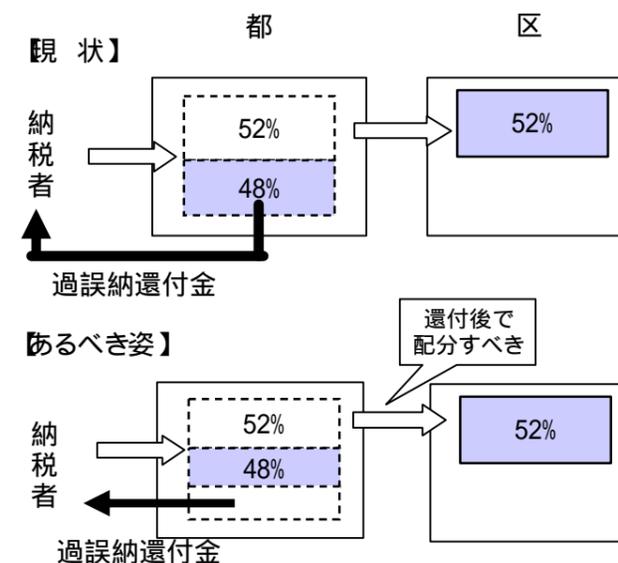


(単位: 億円)

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	平均
財源超過額	623	177	144	379	617	388

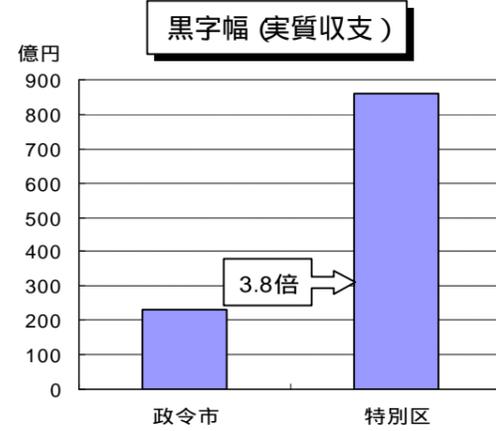
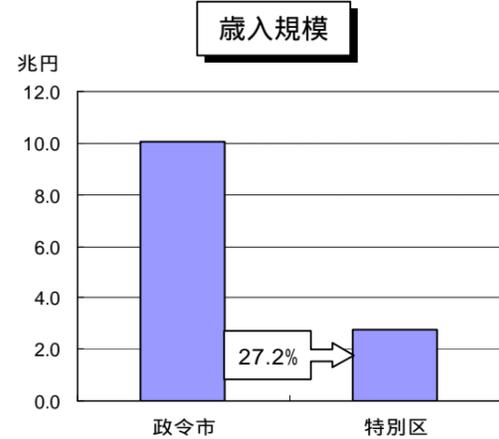
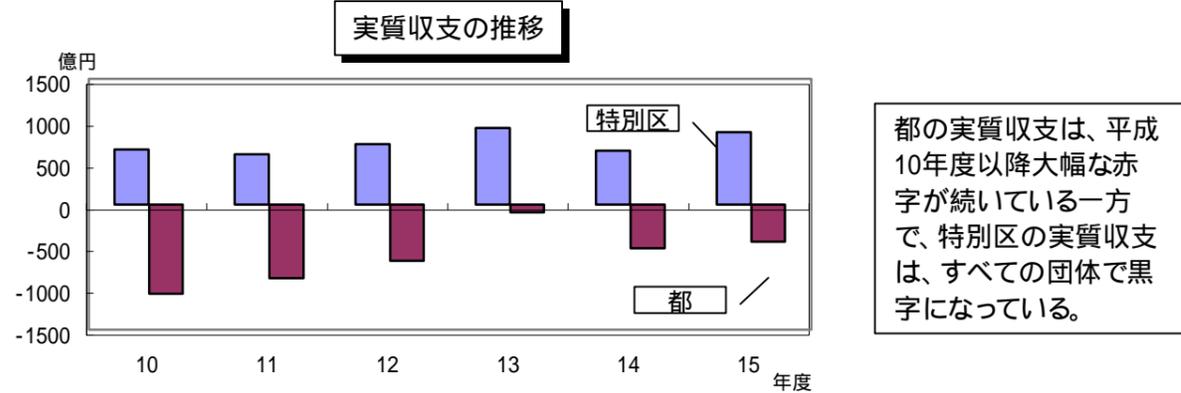
区が負担すべき過誤納還付金

特別区が負担すべき過誤納還付金について、都が肩代わりをしている。

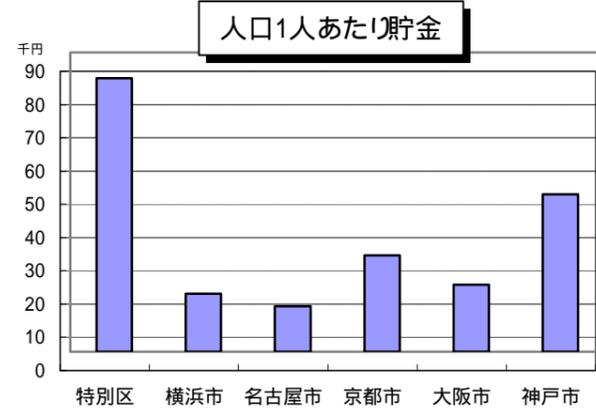
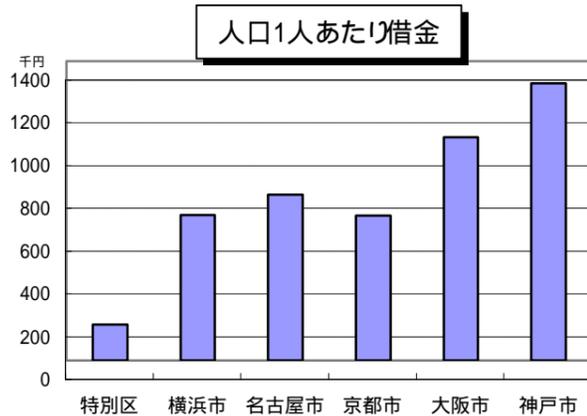


2.3 数値でみる特別区の財政状況

特別区の財政状況は、都や政令市と比較して、良好な状態にある。



特別区の歳入総額(23区計)は、政令市の歳入総額(13市計)の約3割であるにもかかわらず、実質収支の黒字幅は、約4倍になっている。



人口1人あたりの、借金(地方債残高)の額は、特別区は5大市と比較して少なく、貯金(基金)の額は多い。

2.4 特別区都市計画交付金

都市計画税とは、
都市基盤の整備に活用する目的税
特別区の区域においては、都が都市計画事業の中心的な役割を果たしていることから、『都税』とされている。

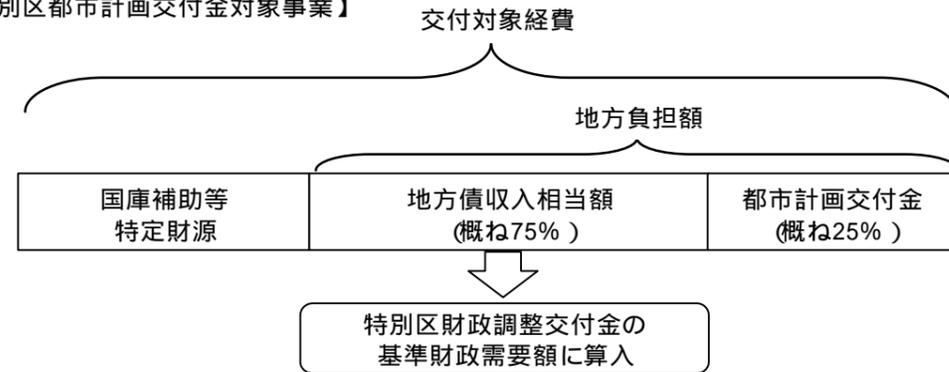


都税であり、調整三税とは性格が異なることから、**「配分する」という考え方はなじまない。**

都市計画交付金は、特別区が行う都市計画事業の円滑な促進を図ることを目的とした**「奨励的補助金」**である。

都市計画交付金の対象事業は、地方負担額の全額が、都市計画交付金及び特別区財政調整交付金により、必要な額が十分確保されている。一方、地方交付税では、地方負担額の一部しか交付税措置を受けることができない。

【特別区都市計画交付金対象事業】



【参考 地方交付税の場合の財源措置】

